

厚生労働省群馬労働局発表

令和3年11月29日

【照会先】

群馬労働局労働基準部賃金室
室長 摩庭 精一
労働基準監督官 杉本 彩矢香
(電話) 027-896-4737

— 「群馬県特定（産業別）最低賃金」は12月29日から引き上げ—

群馬労働局長（丸山 陽一）は、群馬地方最低賃金審議会（会長 谷口 聡 高崎経済大学教授）からの答申を受け、「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」など4業種の群馬県特定（産業別）最低賃金を引き上げる改正決定を行い、本年11月29日付けで官報公示を行いました。これにより、群馬県特定（産業別）最低賃金は、本年12月29日から別紙のとおり引き上げられることになりました。

なお、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、本年10月2日に改正発効し、時間額865円（837円から28円の引き上げ）となっています。

今後、群馬労働局においては、改正後の最低賃金の周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援を行ってまいります。

別紙

| 特定最低賃金の件名 | 発効日 | 改正後の 時間額 | 引上額 | 引上率 % |
|--|--------|-------------|-----|----------|
| 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 (略称：製鋼・鉄素形材製造業最低賃金) | 12月29日 | 946円 | 25円 | 2.71 |
| 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 (略称：一般機械器具製造業最低賃金) | 12月29日 | 935円 | 25円 | 2.75 |
| 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (略称：電気機械器具製造業最低賃金) | 12月29日 | 935円 | 25円 | 2.75 |
| 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 (略称：輸送用機械器具製造業最低賃金) | 12月29日 | 935円 | 25円 | 2.75 |

参 考

群馬県の最低賃金額の推移（過去5年間）

| 特定最低賃金の件名 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 製鋼・鉄素形材製造業最低賃金 | 857円 | 876円 | 897円 | 919円 | 921円 |
| 一般機械器具製造業最低賃金 | 846円 | 865円 | 886円 | 908円 | 910円 |
| 電気機械器具製造業最低賃金 | 845円 | 865円 | 886円 | 908円 | 910円 |
| 輸送用機械器具製造業最低賃金 | 846円 | 865円 | 886円 | 908円 | 910円 |
| 群馬県最低賃金 (地域別最低賃金) | 759円 | 783円 | 809円 | 835円 | 837円 |

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、より金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

ただし、次に掲げる者については、特定最低賃金の適用から除外され「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 各特定最低賃金において定められた業務に主として従事する者（別表）

※ 「特定最低賃金」は、従来の「産業別最低賃金」が、平成20年7月1日から施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」により名称変更となったものです。

別 表

| |
|--|
| <p>製鋼・鉄素形材製造業最低賃金</p> <p>手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務</p> |
| <p>一般機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p> |
| <p>電気機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p> |
| <p>輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p> |